

## 令和7年第8回農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年8月28日	自 14時52分 至 15時08分
場所	壮瞥町役場 大会議室	
出席状況	出席委員 委員 1番 毛利 文康 委員 2番 堀口 英男 委員 3番 畠山 恵美子 委員 4番 岩倉 賢一 委員 5番 木村 大作 委員 6番 藤本 太 委員 7番 松敏 春 委員 8番 清俊 一	
	欠席委員	
	• 事務局長 齋藤 誠士 • 主事 山田 和樹	
議事日程	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について	
備考	議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 5番 木村 大作 6番 佐藤 慶太	

## 議事録

令和7年第8回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

日程第4の内、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について。

1 土地の所在 壮瞥町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m<sup>2</sup> の内 ●●●m<sup>2</sup> 合計 ●●●m<sup>2</sup>

区分 民地

契約内容 ●●

目的 ●●●●が冬期間開設するバナナボートコースとして

種地区分 第2種農地

転用計画の内容 バナナボートコース ●●●m<sup>2</sup>

合計 ●●●m<sup>2</sup>

所有者 ●● ●●

転用者 ●● ●●

申請理由 ●●●●が、冬期間開設するバナナボートのコースとして下記の期間一時転用する。

期間 許可の日から 令和8年3月31日まで

2 土地の所在 壮瞥町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m<sup>2</sup> の内 ●●●m<sup>2</sup> 合計 ●●●m<sup>2</sup>

区分 民地

契約内容 ●●

目的 ●●●●が冬期間開設するバナナボートコースとして

種地区分 第2種農地

転用計画の内容

バナナボートコース●●●m<sup>2</sup>  
合計●●●m<sup>2</sup>

所有者 ●● ●●

転用者 ●● ●●

申請理由 ●●●が、冬期間開設するバナナボートのコースとして下記の期間一時転用する。

期間 許可の日から 令和8年3月31日まで

本件につきまして、補足説明させていただきます。

議案の後ろに申請書と一時転用箇所の位置図、●●●●のバナナボートコースの計画・求積図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

今回、一時転用する面積と場所につきましては、昨年と同じ場所になります。

一時転用の内容は、降雪後にコースを示すポールを立てるだけで農地の地形変更は無く、営業後はポールの撤去をするのみと聞いております。

当該地は農業振興地域の白地で、他の農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地のため第2種農地に該当します。

第2種農地の転用の場合、他に代替地が無かつたかを検討し、当該地以外に代替地が無い場合に転用が認められます。

本件は、バナナボートの発着点が●●●●の敷地内で、そこから利用者が安全に利用できる緩斜面の場所に片道●●●mのコース設定するためには、付近の山と●●線を避けた、旧●●●から●●氏と●●氏の所有農地（一部農地以外の土地もございます。）を通る以外にコースを設定できないため、当該地以外に代替地は無いと判断をいたします。

また、北海道農業会議への意見聴取が必要となりますが、北海道農業会議より事務手続きの迅速化を図るため、農業委員会において、「北海道農業会議への意見聴取を行う」、「当該転用事案の整理（農地区分の判断や立地基準・一般基準等の確認）」、「農業委員会及び農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決で許可書を交付する」等、あらかじめ議決しておくことで1度の総会で許可書の交付手続きを可能とする判断が示されておりますので、そのように取扱したいと思います。

なお、別冊にバナナボートに関する昨年度の収支決算書と本年度の収支予算書を添付しておりますので、併せてご確認ください。

説明は以上です。

議長 清水 俊一

只今、事務局長が説明をいたしました、農地法第5条の規定による許可申請についてご意見、ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声多数—————

ないということで、特に発言がなければ、農地法第5条の規定による許可申請について番号1と2について当会は「許可相当」と判断した上で、北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合、会長専決で許可書を交付することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数—————

ご異議なしと認め、農地法第5条の規定による許可申請について番号1と2については当会は「許可相当」と判断した上で、北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにいたします。

議長 清水 俊一

次に日程第4の内、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

○利用権設定関係

整理番号1

利用権を設定をする者 ●●町●●-●● 氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●m<sup>2</sup>

設定を転貸する者 札幌市中央区北5条西6条丁目1-23

氏名 (公財) 北海道農業公社 理事長 小田原 輝和

設定を受ける者 ●●町●●-●●

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●m<sup>2</sup>

利用権を設定する土地 壮瞥町字●●●●

● ●●●m<sup>2</sup>

計●●●●m<sup>2</sup>

種類 貸貸借

内容 ●

始期～終期	令和7年10月1日から5年間
借賃	●●●円
利用権の設定を受ける者の借賃の支払時期と方法	毎年11月30日までに指定口座へ振込
利用権の設定をする者の借賃の支払時期と方法	毎年12月20日までに指定口座へ振込

なお、農地バンク法では、促進計画案の農業公社への提出は市町村が行うこととなっており、促進計画策定の農業公社への要請は農業委員会しか出来ないことになっておりますので、本日議決されれば促進計画案の農業公社への提出は町で、促進計画策定の農業公社への要請は農業委員会で行います。

なお農業公社で促進計画を決定した場合、町が認可公告を行い、利用権の設定をする者と受ける者に決定を通知する事になりますのでご承知ください。また、議案の後ろに図面を添付しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上です。

議長 清水 俊一

それでは、整理番号1号についてご意見、ご質問を伺います。

継続議案ですので皆さん内容的に十分分かってる問題ではあるかなと思うんですけども、ありませんか。

—————「ありません」という声多数—————

それではないということで、特に発言がなければ、整理番号1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数—————

ご異議なしと認め整理番号1号については原案のとおり決定いたします。

本日附議された案件はこれで全部終了いたしました。